

令和2年度
指揮車 仕様書

熱 海 市

第1 総 則

1 目 的

この仕様書は、熱海市消防本部（以下「当市」という。）が令和2年度に購入する指揮車（以下「車両」という。）の製作について定める。

2 適用法令等

- (1) 車両の製作は、この仕様書および製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）により関係法令に従うこと。
- (2) 車両は、道路運送車両法および道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- (3) 2020年に製造されたシャシとする。

3 シャシの基本仕様

本車両の基本仕様は、特に指示するものを除き、次に掲げる事項を満たすこと。

- | | |
|---------------|---|
| (1) ベース車両 | トヨタ ランドクルーザープラド TX
CBA-TRJ150W-GKTEK |
| (2) 駆動方法 | 4輪駆動 |
| (3) トランスミッション | 6AT |
| (4) 乗員人員 | 7名 |
| (5) ボディカラー | レッドマイカメタリック |

4 車両主要装備品

車両主要装備品は、本仕様書及び別表第1に掲げる諸装置が装備されていること。

5 艤装装備品

艤装付属品は、別表第2のとおりとする。

6 費用負担

- (1) 完成書類の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、すべて受注者が負担する。
- (2) 登録諸費用に関する一切の経費については受注者が負担する。ただし、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料・リサイクル料は、受注者が一時立替をし、当市へ請求するものとする。なお、自動車損害賠償保険期間は25ヶ月間とすること。
- (3) 更新予定車両の廃車及び抹消登録に係るすべての費用については、すべて受注者が負担すること。

7 保証期間

- (1) 車両の保証期間は、車両検収日から1年間とすること。
- (2) 車両のサービス点検整備は、保証期間中に1回以上（オイル交換を含む）実施すること。
- (3) 保証期間後設計又は材質等の不備に起因すると認められる不具合については、無償にて改善策を施すこと。

8 艤装の条件

艤装は、この仕様書に適合して製作されるとともに、次の条件を満たし消防車両として最適な構造及び性能を有するものであること。

- (1) 堅ろうにして、長期の使用に十分耐えられるものであること。
- (2) 維持管理が経済的に行えるものであること。
- (3) 使用取扱い上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。

9 打合せ

契約後、製作に先立ち当市と艤装仕様について、打合せを行うこと。

10 艤装上の疑義

- (1) 製作にあたり、本仕様書に疑義があるとき及び、施工上仕様の変更の必要を認められた時は、直ちに当市に連絡し、その指示を受けた後、速やかに確認の図書を提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 工業所有権に関する法令に抵触する問題及びその他関係のある問題が発生した場合は、責任を持って解決すること。

11 契約

- (1) 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、当市担当員に質問し、十分に熟知した上で契約すること。
- (2) 受注者は、契約後仕様書詳細について当市担当員と打合せを行い、製作承認図等を当市に提出し、承認を得て製作に着手すること。
- (3) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、当市担当員に連絡の上承認または指示を受けること。
- (4) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、当市担当員と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- (5) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (6) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

(7) 受注者は、製作工程表に基づき、当市担当者による次の検査を受けなければならない。また、検査の結果、当市が不合格と認めた箇所等については、直ちに修復改善の上、再検査を受けるものとする。

- ① 艤装中間検査
- ② 完成検査

12 申請・登録関係

(1) 受注者は次の書類（各2部）を作成提出し、緊急自動車登録及び新規登録事務を行い、全ての事務手続きを完了後納入すること。

- ① 車両譲渡証明書
- ② 改造自動車等審査結果通知書
- ③ 完成4面図（A3版）
- ④ 完成写真（4面）
- ⑤ その他、当市で指示するもの

(2) 車両の登録番号は当市の指定する登録番号にて登録すること。

13 納 入

納入時には、車両の各部について点検整備を行った後納入すること。

- (1) 納期期日 令和2年11月30日（月）※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納期が遅延する場合は別途協議すること。
- (2) 納入場所 新規検査及び新規登録を受け、熱海市消防本部に納入すること。
- (3) 車両納入時の燃料はタンク容量の満量とすること。

14 提出書類

(1) 受注者は、契約後次の書類を各4部提出すること。

- ① 製作工程表
- ② 製作承認図（艤装4面図）
- ③ 電気配線図
- ④ 装備品取付図
- ⑤ 装備品及び積載品一覧表
- ⑥ その他、当市が指示するもの

(2) 受注者は、納入時に次の書類を提出すること。

- ① 自動車車検証
- ② 自動車損害賠償責任保険証明証
- ③ 緊急自動車指定書
- ④ 自動車保管場所証明申請書

- ⑤ 納入内訳書
- ⑥ 完成5面図
- ⑦ 各種保証書（車両・装備機器・積載品）
- ⑧ 各種取扱説明書（車両・装備機器・積載品）
- ⑨ その他、当市で指示するもの

15 車両装備

- (1) 別表1に掲げる、車両仕様装備品が装備されていること。
- (2) その他、メーカー公表の標準品は装備すること。
- (3) 各機装機器のスイッチの位置及び電気系統のオン・オフは当市と協議して決めること。
- (4) 車両本体を貫通する機装及び取り付ける部品については、完全に防水処理をすること。

16 車体の機装

(1) 車体前面

- ① 消防マークを、フロント中央に取り付けること。
- ② 当市の指定する位置に、LED赤色点滅灯及びデイトイムライトを取り付けること。

(2) 車体ルーフ部

- ① LED赤色警光灯を取り付けること。
- ② ルーフに消防用無線アンテナ及び車両動態管理端末装置アンテナを取り付けること。

(3) 車体後部

- ① 後部に当市の指定する位置にLED赤色点滅灯を取り付けること。（別途協議）

(4) 内 装

- ① 赤色警光灯、赤色点滅灯のスイッチは電子サイレンアンプ一体式とする。
- ② 電子サイレンアンプは、ウーカン音及びマイク放送及びサイレン吹鳴を単独及び同時に使用できるものとし、50W型式のものを運転席と助手席の間にボックスを設置し、埋め込むものとする。
- ③ 機装メインスイッチをバッテリーより直接配線にて取付け、通電時に点灯する発光ダイオード式パイロットランプ（緑色）を設置すること。
- ④ 機装ヒューズボックス蓋の裏側に各ヒューズ名称及びアンペア数を表示すること。
- ⑤ 前後タイプのドライブレコーダーを設置し、現行車両搭載ドライブレコーダーの取り外しをすること。

(5) 消防用無線機及び車両動態管理端末装置関係

- ① 消防用無線機及び車両動態管理端末装置一式を更新予定車両から取り外し、設置すること。
- ② 消防用無線機及び車両動態管理端末装置の取り外し取り付け等にかかわる必要な事項については当市及び静岡電話工業（株）と十分な打ち合わせをすること。
- ③ アンテナ、スピーカー、ケーブル、ハンドマイクスピーカー、消防無線機及び車両動態管理端末装置等の配線、及び取付金具は新規に取り付けること。

(6) 上記について、取付位置及び使用は当市と協議すること。

17 表示文字及び反射材等

- ① 記入文字及び反射材等の詳細については、当市と協議のうえ作業を実施すること。
- ② 車両左右、後部に、丸ゴシック体白色で「熱海市消防本部」と張り付けること。
(文字の大きさは別途指定する)
- ③ 車両上部に当市指定の対空文字を記入する。
- ④ 視認性を考慮した位置に 70mm 程度の赤色の再帰性に富んだ反射材を車両の前部以外に備え付けること。(別途協議)

18 更新予定車両（下取り車）

- (1) 車名・番号 トヨタ クラウン マジェスタ 伊豆800さ441
- (2) 走行距離 150,954 km (令和2年3月31日現在)
- (3) 車検査証 別途添付のとおり

19 補 則

- (1) 輸送費（往復）の費用は、受注者の負担とする。
- (2) 納入に至るまでの事故・故障等に要した費用は、受注者負担とする。
- (3) 下取車の処分については、文字部分を塗装するなど熱海市所有であったことがわからないよう処理を施したうえ、処分すること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項で車両に当然必要とみとめられるものにあつては、契約の範囲内で受注者が負担すること。